

第 71 回 愛媛県都市計画地方審議会（日時：昭和 59 年 12 月 18 日）

第 449 号議案 松山広域都市計画公園の変更（伊予市決定）

都市計画公園に第 98 号南新川児童公園を次のように追加する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、備考】

児童公園、98、南新川児童公園、伊予市下吾川字南西原、約 0.19 ha、広場、遊戯施設、休養施設、
便益施設、管理施設、修景施設

「区域は、計画図表示のとおり」

理由

伊予市における都市公園の総合的かつ効果的な整備を進めるため、今回南新川児童公園を計画し、児童の福祉の向上を図るとともに健全な都市整備を行うものである。

第 450 号議案 今治広域都市計画公園の変更（今治市決定）

都市計画公園に第 2,2,34 号浜桜井公園を次のように追加する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、備考】

児童公園、2,2,34、浜桜井公園、今治市桜井字太神宮ノ下の地内、約 0.25ha、主な施設、広場施設、
修景施設、休養施設、遊戯施設、便益施設、管理施設

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

桜井地区は今治市の中心市街地より東方約 6km に位置し、昭和 30 年 1 月今治市に合併された元の桜井町である。この地区では昭和 48 年 12 月、新都市計画法による今治広域の市街化区域が設定されて以来、次第に宅地化が進んでおり、付近は地区センター、公民館、県立高等学校および浜桜井地区の住民の密集地等をひかえている。しかし未だ付近に児童公園は皆無であり、近年の地域住民の強い要望にこたえ、都市計画施設としての児童公園を計画し早急にこの福祉に寄与しようとするものである。

第 451 号議案 今治広域都市計画緑地の変更（今治市決定）

都市計画緑地に 3 号泉川緑地を次のように追加する。

【名称（番号、緑地名）、位置、面積、備考】

3、泉川緑地、今治市旭町 2 丁目の地内、約 0.03 ha、緑道

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

当緑地は今治市の中心的な業務地区であり、当市の陸の玄関口国鉄今治駅、中央住民センター、小学校、吹揚公園および海の玄関口今治港などを結ぶ線上のほぼ中央に位置する。今日、都市化社会の進展により快適な居住環境を求められている今治市において、当緑地は良好な都市景観の形成の確保と今後の潤いのある都市整備をはかる上で重要な役割を持たせようとするものであり泉川を利用した親水緑道として護岸、園路、植栽などの整備を行い公共の福祉の増進に寄与しようとするものである。

第 452 号議案 東予広域都市計画公園の変更（西条市決定）

都市計画公園に 2,2,20 号新御堂公園ほか 1 公園を次のように追加する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、備考】

児童公園、2,2,20、新御堂公園、西条市氷見字猪狩地内、約 0.17 ha、広場施設、休養施設、便益施設、管理施設、遊戯施設、修景施設

児童公園、2,2,21、北新田公園、西条市新田字北新田地内、約 0.10 ha、広場施設、休養施設、便益施設、管理施設、遊戯施設、修景施設

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

この付近は、近年都市化が進む中で児童公園が整備されておらず、交通事故防止、児童の生育環境の改善などを図るため、児童公園を整備したい。

第 453 号議案 東予広域都市計画緑地の変更（西条市決定）

都市計画緑地に 2 号東町緑地を次のように追加する。

【名称（番号、緑地名）、位置、面積、備考】

2、東町緑地、西条市東町地内、約 0.05 ha、都市緑地

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

計画地は当市の中心部の東西に通じる商店街にある空地である。商店街景観の向上のためや買い物客等の憩いの場として、東町地区に広場公園を整備したい。

第 454 号議案 東予広域都市計画土地区画整理事業の決定（東予市決定）

都市計画三津屋東土地区画整理事業を次のように決定する。

名称：三津屋東土地区画整理事業

面積：約 19.5ha

公共施設の配置

道路：【種別、名称、幅員、延長、備考】

幹線街路、Ⅱ・Ⅰ・Ⅰ 駅前通り線、20m、約 400m、都市計画施設

幹線街路、3,5,45 三津屋東線、12m、約 390m、都市計画施設

その他区画街路、特殊街路は幅員 9.0m～4.0m を適宜配置する。

公園及び緑地：【種別、名称、面積、備考】

近隣公園、三津屋東 1 号公園、約 1.0ha、都市計画施設

児童公園、三津屋東 2 号公園、約 0.15ha、都市計画施設

公園は施行地区内の 2 か所に配置し、施行面積の約 6%を確保する。

下水道：【種別、名称、幅員、延長、備考】

公共下水道、東予市丹原町公共下水道、

三津屋 1 号雨水幹線、1.6m～2.4m、約 455m、都市計画施設

三津屋 2 号雨水幹線、1.4m、約 450m、都市計画施設

三津屋 3 号雨水幹線、1.3m～1.7m、約 428m、都市計画施設

三津屋 1 号汚水幹線、0.8m～0.9m、約 447m、都市計画施設

その他の公共施設：上水道は、本事業と同時施行により、水道管理者により整備する。

宅地の整備：住宅地としての発展を予想して約 200 m²～300m²を標準画地とする。

「施行区域は計画図表示のとおり」

理由書

本地区は既成市街地に隣接し、民間開発による宅地化が進んでいる地域であり、今後健全な市街地の形成を図るため都市計画街路及び区画街路等の公共施設の整備改善を行い、もって公共の福祉に資するものである。

第 455 号議案 東予広域都市計画道路の変更（東予市決定）

都市計画道路に 3,5,45 号三津屋東線を次のように追加する。

【種別、番号、路線名、起点、終点、（主な経過地）、延長、構造形式、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造】

幹線道路、3,5,45、三津屋東線、東予市三津屋、東予市三津屋、（東予市三津屋）、約 390m、地表式、12m
「区域及び構造は、計画図表示のとおり」

理由書

三津屋東地区周辺の土地利用計画を勘案し、その周辺地域の根幹となる幹線道路網を計画的に配置するため、本案の通り変更するものである。

第 456 号議案 東予広域都市計画公園の変更（愛媛県知事決定）

都市計画公園に 3,3,3 号三津屋東 1 号公園を次のように追加する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、備考】

近隣公園、3,3,3、三津屋東 1 号公園、東予市三津屋地内、約 1.0ha、園路及び広場、修景施設、休養施設、遊戯施設、便益施設、管理施設、
「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

三津屋東土地区画整理事業に伴い、本案のとおり都市公園を計画配置し、地区住民の屋外レクリエーション等の利用に供するとともに、良好な都市環境の形成に努めるものである。

第 457 号議案 東予広域都市計画公園の変更（東予市決定）

都市計画公園に 2,2,19 号三津屋東 2 号公園を次のように追加する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、備考】

児童公園、2,2,19、三津屋東 2 号公園、東予市三津屋地内、約 0.15ha、園路及び広場、修景施設、休養施設、遊戯施設、便益施設、管理施設、
「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

三津屋東土地区画整理事業に伴い、本案のとおり都市公園を計画配置し、児童の遊戯、運動等の利用に供するとともに、良好な都市環境の形成に努めるものである。

第 458 号議案 東予広域都市計画下水道の変更（愛媛県知事決定）

東予広域都市計画東予市・丹原町公共下水道「3 下水管渠」中三津屋 1 号雨水幹線ほか 2 幹線を次のように変更する。

【名称、位置（起点、終点）、区域（管径又は幅員、延長）、備考】

三津屋 1 号雨水幹線、東予市三津屋、東予市三津屋、1.6m～4.1m、約 960m

三津屋 2 号雨水幹線、東予市三津屋、東予市三津屋、1.4m～1.5m、約 750m

三津屋 3 号雨水幹線、東予市三津屋、東予市三津屋、1.3m～2.0m、約 620m

「幹線管渠の区域は、計画図表示のとおり」

変更理由

都市計画、東予市・丹原町公共下水道は昭和 58 年に都市計画決定を行い事業を進めて来たが、今回三津屋東土地区画整理事業計画に伴い、区画整理事業計画との調整をはかり雨水幹線経路の一部変更を行うものである。

会議録（事務局説明と質疑のみ）

第 454 号議案、第 455 号議案、第 456 号議案、第 457 号議案、第 458 号議案

委員：この三津屋の地域は西地域が区画整理事業をやって、地元の反対にあい、非常な困難な経過を経て現在に至っている。それだけに今回は慎重を期しているようだが、今の話では地権者 168 名の中にまだ賛成していない人がいる。地権者の反対理由は何か。また、組合の設立委員会が昭和 58 年 9 月 20 日に行われたとのことだが、現在はどの段階にあるのか。次に、今後の具体的な日程をどのように考えているのか。

事務局：反対の理由について、168 名中 144 名、86%の方が同意書を提出している。反対理由の主なものは、換地計画が計画決定段階では明確ではないこと、減歩の問題などである。しかし組合の発起人会及び東予市が、計画の縦覧に当たり、事業計画の説明を行った際に、反対者 24 名中 23 名は「区画整理事業については基本的には了解した」と言っている。今後も引き続き説得を行いたい。なお今回の計画案の縦覧では、関係自治会を通じ各戸にチラシを配布しているが、この計画への反対意見はなかった。次に、現在の段階については、都市計画決定が先行し、その後に組合の設立認可申請が県に出て来ることになっている。組合の設立認可が上がり、知事が組合の設立認可告示をした後に、組合の役員選挙を行い、補助事業の実施に取り掛かる予定である。

委員：完成はいつごろか。

事務局：6 カ年程度を予定している。

委員：西地域ではかなり問題があって困難を極めたが、出来上がってみるとやっぱりよかったという評価が多い。愛媛県は区画整理事業が一番遅れている県で、組合が進めて行く今次の計画の去就が愛媛の区画整理事業に及ぼす影響が非常に大きく、我々はその意味で重視している。かなり慎重を期しているようだが西地域の経験を生かして十分住民の意思反映に心掛けて努力していただきたい。

第 72 回 愛媛県都市計画地方審議会（日時：昭和 60 年 6 月 18 日）

第 459 号議案 東予広域都市計画道路の変更（愛媛県知事決定）

1 都市計画道路中

- I, 3, 1 号新屋敷・飯岡線を 3, 2, 2 号新屋敷・船木線に、
- II, 3, 1 号駅前・滝の宮線を 3, 4, 3 号駅前・滝の宮線に、
- II, 3, 4 号中須賀・上原線を 3, 4, 4 号西町・中村線に、
- I, 2, 1 号天神山・岩鍋線及び II, 1, 1 号前田・多喜浜線を 3, 3, 5 号船屋・阿島線に、
- II, 3, 2 号駅前・神郷線を 3, 4, 6 号駅前・郷線に、
- II, 3, 6 号庄内・国領線を 3, 4, 8 号平形・外山線に、
- II, 3, 14 号下泉・本郷線を 3, 4, 10 号下泉・中村松木線に、
- II, 3, 15 号国領・岸の下線を 3, 6, 25 号上泉・萩生線に、
- I, 2, 1 号新居浜駅東須賀線を 3, 2, 1 号新居浜駅・港町線に、
- II, 3, 9 号磯浦・中新田線を 3, 5, 14 号磯浦・新田線に、
- II, 2, 4 号西原・東須賀線を 3, 5, 16 号北新町・港町線に、
- II, 3, 5 号高木・山根線を 3, 6, 18 号高木・中筋線に、
- II, 3, 10 号元塚・多喜浜線を 3, 6, 21 号港町・松神子線に、
- II, 1, 1 号西条駅前朔日市線を 3, 4, 28 号西条駅前朔日市線に、
- II, 1, 2 号古川玉津橋線を 3, 4, 29 号古川玉津橋線に、
- II, 2, 1 号倉レ南通り線を 3, 4, 30 号クラレ南通り線に、
- II, 2, 4 号国道朔日市線を 3, 5, 31 号国道朔日市線に、
- II, 2, 3 号国道西条港線を 3, 5, 52 号国道西条港線に、
- II, 3, 5 号加茂川大橋福武線を 3, 5, 35 号加茂川大橋福武線に、
- II, 3, 6 号古川樋之口線を 3, 5, 36 号古川樋之口線に、
- II, 3, 4 号西条駅前下島山線を 3, 6, 37 号西条駅前下島山線に、
- I, 2, 1 号壬生川北条線を 3, 2, 28 号壬生川北条線に、
- II, 1, 1 号駅前通り線を 3, 4, 39 号駅前通り線に、
- II, 1, 2 号新地北条線を 3, 4, 40 号新地北条線に、
- II, 2, 1 号大新田円海寺線を 3, 4, 41 号大新田円海寺線に、
- II, 2, 2 号三津屋壬生川中学校線を 3, 4, 42 号三津屋壬生川中学校線に、
- II, 2, 3 号三芳下貝田線を 3, 4, 43 号三芳下貝田線に、
- II, 3, 1 号大正通り線を 3, 5, 44 号大正通り線に名称を改め、
- 3, 2, 2 号新屋敷・船木線ほか 27 路線を次のように変更する。

【種別、番号、路線名、起点、終点、（主な経過地）、延長、構造形式、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造】

幹線街路、3, 2, 2、新屋敷・船木線、周桑郡小松町大字新屋敷字三ノ坪、新居浜市船木字下長野、（西条市氷見、禎瑞、喜多川、神拝、玉津、下島山、船屋、飯岡、新居浜市萩生、中村、松木 2 丁目、松原町）、約 23770m、地表式、30m

内訳、西条市氷見、西条市禎瑞、約 540m、嵩上式、25m

西条市禎瑞、西条市古川、約 880m、嵩上式、26m

西条市飯岡、西条市飯岡、約 410m、嵩上式、25m、国鉄予讃本線と立体交差

新居浜市西喜光地町、新居浜市星原町、約 920m、嵩上式、47m、幹線街路高木・中筋線、駅裏・中筋線と立体交差

約 21,020m、地表式、25～40m、幹線街路と平面交差 7 箇所

幹線街路、3, 4, 3、駅前・滝の宮線、新居浜市坂井町 2 丁目、新居浜市滝の宮町、(新居浜市坂井町 1 丁目、政枝町 1、2 丁目)、約 1,130m、地表式、20m、幹線街路と平面交差 2 箇所

幹線街路、3, 4, 4、西町・中村線、新居浜市西町、新居浜市中村 4 丁目、(新居浜市一宮町 2 丁目、横水町、中村 1、2、3、4 丁目)、約 5,440m、地表式、20m、国鉄予讃本線と立体交差、幹線街路と平面交差 8 箇所

幹線街路、3, 3, 5、船屋・阿島線、西条市船屋字西山越、新居浜市阿島字三喜一番浜、(新居浜市磯浦町、前田町、一宮町 2、1 丁目、郷 1、2 丁目)、約 14,790m、地表式、22m、幹線街路と平面交差 6 箇所

幹線街路、3, 4, 6、駅前・郷線、新居浜市坂井町 2 丁目、新居浜市郷 2 丁目、(新居浜市庄内町 6 丁目、郷 5、4、1、2、3 丁目)、約 2,840m、地表式、16m、幹線街路平行・外山線と立体交差、幹線街路と平面交差 1 箇所

幹線街路、3, 4, 8、平行・外山線、新居浜市平行町、新居浜市外山町、(新居浜市庄内町 2、3、6 丁目、下泉町 1、2 丁目、岸の上町 1、2 丁目)、約 3,440m、地表式、16m、国鉄予讃本線と立体交差、幹線街路駅前・郷線と立体交差、幹線街路と平面交差 1 箇所

幹線街路、3, 4, 10、下泉・中村松木線、新居浜市下泉町 2 丁目、新居浜市中村松木 2 丁目、(新居浜市下泉町 1 丁目、坂井町 3 丁目、中村松木 1 丁目)、約 2,130m、地表式、16m、幹線街路と平面交差 2 箇所

幹線街路、3, 6, 25、上泉・萩生線、新居浜市上泉町、新居浜市萩生字岸の下、(新居浜市外山町、喜光地町 1 丁目、土橋 1、2 丁目)、約 4,490m、地表式、11m、幹線街路と平面交差 3 箇所

幹線街路、3, 2, 1、新居浜駅・港町線、新居浜市坂井町 2 丁目、新居浜市港町、(新居浜市高木町、久保田町 3、1 丁目、若水町 1、2 丁目)、約 3,200m、地表式、32m、幹線街路と平面交差 4 箇所
なお、新居浜市坂井町 2 丁目地内に約 8,100m²の交通広場を設ける。

幹線街路、3, 5, 14、磯浦・新田線、新居浜市磯浦町、新居浜市新田町 1 丁目、(新居浜市新田町 3 丁目)、約 1,760m、地表式、12m

幹線街路、3, 5, 16、北新町・港町線、新居浜市北新町、新居浜市港町、(新居浜市西原町 1、2 丁目、中須賀町 2 丁目、西町)、約 2,330m、地表式、15m

幹線街路、3, 6, 18、高木・中筋線、新居浜市高木町、新居浜市中筋町 1 丁目、(新居浜市西喜光地町、喜光地町 1、2 丁目、中西町)、約 3,970m、地表式、11m、国鉄予讃本線と立体交差、幹線街路新屋敷・船木線と立体交差、幹線街路と平面交差 3 箇所

幹線街路、3, 6, 21、港町・松神子線、新居浜市港町、新居浜市松神子 2 丁目、(新居浜市沢津町 2 丁目、八幡 1 丁目、垣生 1、2 丁目)、約 4,980m、地表式、11m、幹線街路と平面交差 2 箇所

幹線街路、3, 4, 28、西条駅前朔日市線、西条市大字大町字福森、西条市朔日市字若洲、(西条市東町、新田)、約 2,810m、地表式、20m、幹線街路と平面交差 3 箇所
なお、西条市大町地内に約 3,800m²の交通広場を設ける。

幹線街路、3, 4, 29、古川玉津橋線、西条市古川字寅巳、西条市玉津字南久保、(西条市樋之口、喜多川、神拝、大町、明神木)、約 3,410m、地表式 16m、幹線街路と平面交差 4 箇所

幹線街路、3,4,30、クラレ南通り線、西条市朔日市字秋吉、西条市朔日市字若洲、約710m、地表式、16
幹線街路、3,5,31、国道朔日市線、西条市大町字小川、西条市ひうち字西ひうち、(西条市朔日市、新
田)、約4,370m、地表式15m、幹線街路と平面交差3箇所、国鉄予讃本線と平面交差
幹線街路、3,5,52、国道西条港線、西条市大町字加茂新地、西条市樋之口字八町、(西条市神拝、明屋
敷)、約2,870m、地表式15m、幹線街路と平面交差4箇所、国鉄予讃本線と立体交差
なお、西条市樋之口地内に約2,700m²の交通広場を設ける。

幹線街路、3,5,35、加茂川大橋福武線、西条市大町字加茂新地、西条市福武字沢ノ前、約1,780m、地
表式、12m

幹線街路、3,5,36、古川樋之口線、西条市古川字喜三衛、西条市樋之口字龍出、約930m、地表式、12m

幹線街路、3,6,37、西条駅前下島山線、西条市大字大町字福森、西条市下島山字井ノ上、(西条市明神
木、玉津)、約2,660m、地表式、11m、幹線街路と平面交差1箇所

幹線街路、3,2,28、壬生川北条線、東予市壬生川、東予市北条、(東予市大新田、三津屋)、約3,070m、
地表式、30m、幹線街路と平面交差1箇所

幹線街路、3,4,39、駅前通り線、東予市三津屋南、東予市三津屋、約1,000m、地表式、20m、幹線街
路と平面交差1箇所

なお、東予市三津屋南地内に約3,200m²の交通広場を設ける。

幹線街路、3,4,40、新地北条線、東予市壬生川、東予市北条、(東予市三津屋南)、約2,090m、地表式、
18m、幹線街路と平面交差2箇所

幹線街路、3,4,41、大新田円海寺線、東予市大新田、東予市円海寺、(東予市壬生川)、約1,580m、地
表式16m、国鉄予讃本線と立体交差

幹線街路、3,4,42、三津屋壬生川中学校線、東予市北条、東予市周布、(東予市三津屋)、約2,560m、
地表式、16m、国鉄予讃本線と立体交差、幹線街路と平面交差2箇所

幹線街路、3,4,43、三芳下貝田線、東予市三芳、東予市周布、(東予市国安、喜多台、円海寺、三津屋)、
約4,000m、地表式、16m

幹線街路、3,5,44、大正通り線、東予市三津屋南、東予市三津屋南、約300m、地表式、12m

2 都市計画道路に3,4,7号岸の下旦の上線ほか2路線を次のように追加する。

【種別、番号、路線名、起点、終点、(主な経過地)、延長、構造形式、幅員、地表式の区間における鉄
道等との交差の構造】

幹線街路、3,4,7、岸の下旦の上線、新居浜市萩生字岸の下、新居浜市萩生字旦の上、(新居浜市萩生)、
約1,330m、地表式、16m、幹線街路と平面交差1箇所

幹線街路、3,4,9、郷・檜の端線、新居浜市郷1丁目、新居浜市船木字檜ノ端、(新居浜市郷4丁目、
観音原町、東田1、3、2丁目)、約3,700m、地表式、16m、国鉄予讃本線と立体交差、幹
線街路と平面交差2箇所

幹線街路、3,4,11、上部東西線、新居浜市西連寺町2丁目、新居浜市大生院字岸影、(新居浜市篠場町、
上原2、3丁目、萩生)約4,970m、地表式、16m、幹線街路と平面交差2箇所

「区域及び構造は、計画図表示のとおり」

理由書

新居浜市、西条市は、松山、高松のほぼ中間に位置する四国における代表的な臨海工業都市であり国道11
号線は、両市を東西に貫通し、県都、及び今治圏域と京阪神を結ぶ唯一最大の広域幹線道路である。上記立
地条件のもとで近年自動車交通需要は年々増加しており、市の中心部において常時混雑渋滞を引き起こして

いる。このため都市的機能低下はもちろん、東予広域都市計画区域全体の生活、産業活動に深刻な影響を及ぼしているものである。加えて、四国縦貫自動車道（高速道路）の供用に伴い、今後の幹線交通の流れに大きな影響を与えるものと思われる。このような状況をふまえ、全般的な道路網（街路）の見直しを行い、通過交通量の転換、産業拠点となる「臨海部工業地域」との連絡、周辺地域の土地利用の活性化を図るため、新屋敷・船木線（国道11号線バイパス）を計画し、健全な都市形成をめざすものである。また、この計画に併せて、新規路線の追加と一部路線の変更を行い市街地の合理的な土地利用を図るものである。

第460号議案 東予広域都市計画道路の変更（新居浜市決定）

都市計画道路中

- Ⅱ,2,3号新居浜駅・菊本線を3,5,12号新居浜駅・菊本線に、
- Ⅱ,2,2号大江橋・久保田線を3,5,13号大江橋・高木線に、
- Ⅱ,2,1号原地・庄内線を3,5,15号新田・高木線に、
- Ⅱ,3,3号駅裏・角野線を3,6,17号駅裏・中筋線に、
- Ⅱ,3,7号沢津・東雲線を3,6,19号沢津・桜木線に、
- Ⅱ,3,8号沢津・上郷線を3,6,20号宇高西筋線に、
- Ⅱ,3,11号新居浜港・田の上線を3,6,22号西原・松神子線に、
- Ⅱ,3,12号星越・庄内線を3,6,23号前田・庄内線に、
- Ⅱ,2,13号久保田・庄内線を3,6,24号高木・庄内線に名称を改め、
- 3,5,12号新居浜駅・菊本線ほか8路線を次のように変更する。

【種別、番号、路線名、起点、終点、（主な経過地）、延長、構造形式、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造】

幹線街路、3,5,12、新居浜駅・菊本線、新居浜市坂井町2丁目、新居浜市菊本町1丁目、（新居浜市庄内町5、3、2丁目、田所町、新須賀町1、2、3丁目）、約2,980m、地表式、15m、幹線街路と平面交差5箇所

幹線街路、3,5,13、大江橋・高木線、新居浜市港町、新居浜市高木町、（新居浜市徳常町、一宮町1丁目、久保田町1、3丁目）、約2,100m、地表式、15m、幹線街路と平面交差3箇所

幹線街路、3,5,15、新田・高木線、新居浜市新田町3丁目、新居浜市高木町、（新居浜市王子町、西の土居町2、1丁目）、約2,820m、地表式、15m、幹線街路と平面交差2箇所

幹線街路、3,6,17、駅裏・中筋線、新居浜市坂井町3丁目、新居浜市中筋町1丁目、（新居浜市寿町、星原町、北内町1丁目）、約2,900m、地表式、11m、幹線街路新屋敷・船木線と立体交差、幹線街路と平面交差2箇所

なお、新居浜市坂井町3丁目地内に約3,200m²の交通広場を設ける。

幹線街路、3,6,19、沢津・桜木線、新居浜市沢津町2丁目、新居浜市桜木町、（新居浜市高津町、南小松原町、東雲町1丁目）、約1,220m、地表式、11m、幹線街路と平面交差1箇所

幹線街路、3,6,20、宇高西筋線、新居浜市宇高町4丁目、新居浜市宇高町1丁目、（新居浜市宇高町3丁目、高津町、桜木町）、約1,780m、地表式、11m、幹線街路と平面交差2箇所

幹線街路、3,6,22、西原・松神子線、新居浜市西原町3丁目、新居浜市松神子1丁目、（新居浜市中須賀町1丁目、若水町1丁目、宇高町2、5丁目）、約5,480m、地表式、11m、幹線街路と平面交差7箇所

幹線街路、3,6,23、前田・庄内線、新居浜市前田町、新居浜市庄内町2丁目、（新居浜市河内町、久保田町2、1丁目、庄内町1丁目）、約2,530m、地表式、11m、幹線街路と平面交差4箇所

幹線街路、3,6,24、高木・庄内線、新居浜市高木町、新居浜市庄内町3丁目、(新居浜市庄内町4、5、6丁目)、約1,090m、地表式、11m、幹線街路と平面交差1箇所

「区域及び構造は、計画図表示のとおり」

理由書

新屋敷・船木線(国道11号新居浜バイパス)の計画に伴い、全般的な道路網(街路)の見直しを行った結果、路線追加、一部変更を行い将来の合理的な土地利用を図るものである。なお、住居表示の実施により、町名変更を行ったため併せて名称、位置の変更を行うものである。

第461号議案 東予広域都市計画道路の変更(西条市決定)

都市計画道路中

Ⅱ,3,1号喜多川朔日市線を3,5,33号喜多川朔日市線に、

Ⅱ,3,3号西条駅前干拓地線を3,5,34号西条駅前干拓地線に名称を改め、次のように変更する。

【種別、番号、路線名、起点、終点、(主な経過地)、延長、構造形式、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造】

幹線街路、3,5,33、喜多川朔日市線、西条市喜多川字上縄淵、西条市朔日市字兵衛田、(西条市明屋敷、神拝、新田)、約2,080m、地表式、12m、幹線街路と平面交差2箇所

幹線街路、3,5,34、西条駅前干拓地線、西条市大町字福森、西条市喜多川字八丁、(西条市神拝、樋之口、港)、約3,250m、地表式、12m、幹線街路と平面交差3箇所

「区域及び構造は、計画図表示のとおり」

理由書

東予広域都市計画道路の全般的な道路網の検討に伴い、名称・位置の変更を行うものである。

第462号議案 東予広域都市計画ごみ焼却場の変更(新居浜市決定)

都市計画ごみ焼却場中、第1号新居浜ごみ焼却場を廃止する。

理由書

本市におけるごみ焼却場は、昭和43年に第1号新居浜ごみ焼却場を建設し、供用していた。その後、人口増加並びに生活様式の変化に伴うごみ処理の増大に対処できなくなり、近接地に周辺の環境保全、公害規制等を考慮した最新設備の第2号新居浜ごみ焼却場を昭和53年に創業し現在に至っているが、新施設の設備充実に伴い、ごみ処理の対応が可能となったため今回老朽化した第1号新居浜ごみ焼却場の都市計画決定を廃止するものである。

第463号議案 東予広域都市計画公園の変更(新居浜市決定)

都市計画公園に2,2,22号寿公園を次のように追加する。

【種別、名称(番号、公園名)、位置、面積、備考】

児童公園、2,2,22、寿公園、新居浜市寿町地内、約0.28ha、広場、修景施設、休養施設、遊戯施設、便益施設、管理施設、

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

新居浜市における都市公園の整備を進めるため、今回寿公園を計画し、児童の福祉の向上を図るとともに、健全な都市整備を行うものである。

第 464 号議案 大洲都市計画道路の変更（愛媛県知事決定）

都市計画道路中 1,4,8 号北只東大洲線を次のように変更する

【種別、番号、路線名、起点、終点、（主な経過地）、延長、構造形式、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造】

自動車専用道路、1,4,8、北只東大洲線、大洲市北只、大洲市東大洲、（大洲市柚木、市木、菅田町）、約 6,330m、21m

内訳、大洲市柚木、大洲市柚木、約 660m、嵩上式、21m～57m

大洲市菅田町、大洲市富士、約 680m、嵩上式、21m～57m

大洲市富士、大洲市市木、約 370m、地下式、20m

大洲市市木、大洲市東大洲、約 1,000m、嵩上式、21m～66m

約 3,620m、地表式、20m～46m

なお、大洲市柚木地内に出口 2 箇所、入口 2 箇所を設ける。終点方向入口出口、起点方向入口出口、柚木地内で県道北平大洲線に接続。
大洲市菅田町地内に出口 2 箇所、入口 2 箇所を設ける。終点方向入口出口、起点方向入口出口、菅田町地内で国道 197 号線に接続。
大洲市市木地内に出口 2 箇所、入口 2 箇所を設ける。終点方向入口出口、起点方向入口出口、東大洲地内で市道大洲 12 号線に接続。

「区域及び構造は、計画図表示のとおり」

変更理由書

北只東大洲線は、昭和 55 年 4 月都市計画決定され事業化に伴って、全路線の道路区域が確定したので変更を行い、沿線の適正な土地利用を図るものである。

第 465 号議案 南予レクリエーション都市計画駐車場の決定（宇和島市決定）

都市計画駐車場第 1 号中央町駐車場を次のように変更する。

【名称（番号、駐車場名）、位置、面積、構造、備考】

1、中央町駐車場、宇和島市中央町 2 丁目、約 2,700m²、地上 1 層、駐車台数 100 台、出入口 1 ヶ所

「区域は、計画図表示のとおり」

理由

中央町駐車場は昭和 52 年に建設されたものであるが、今回土地の有効利用を図るため当該駐車場区域上に南予文化会館を建設し、宇和島地方生活圏（1 市 11 町村）の文化活動の拠点とするため駐車場敷地の一部変更を行うものである。

第 466 号議案 今治広域都市計画公園の変更（愛媛県知事決定）

都市計画公園中第 7,5,2 号鹿ノ子池公園を次のように変更する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、備考】

特殊公園、7,5,2、鹿ノ子池公園、今治市町谷字寺山、町谷字山田、新谷字鹿ノ子、越智郡朝倉村大字古谷、約 17.6ha、修景施設、休養施設、遊戯施設、便益施設、園路、広場

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

鹿ノ子池公園は昭和 51 年都市計画決定され、昭和 53 年度より都市計画公園整備の一環で建設された都

市緑化植物園として整備され、単に公園の利用だけでなく、都市の緑化のための見本園の相談所、自由広場、民具、資料館を建設し、一方自然環境を保持すべきためレクリエーション施設、散策のための修景をそなえた公園として整備されていて市民に親しまれてきている。しかし公園の北側に市道の位置の変更が生じたため、これを適正な公園施設として整備し、風致を享受することのできる特殊公園として保全し、自然景観を計っていくものである。

第 467 号議案 川之江都市計画下水道の変更（川之江市決定）

都市計画下分都市下水路、都市計画中央都市下水路、都市計画大江都市下水路、都市計画新浜都市下水路、都市計画平木都市下水路を都市計画川之江公共下水道とし、都市計画川之江公共下水道を次のように変更する。

- 1 下水道の名称：川之江公共下水道
- 2 排水区域

【名称、面積、摘要】

川之江公共下水道、約 577ha、川之江第 1 分区、約 24ha、川之江第 2 分区、約 41ha、川之江第 3 分区、約 32.4ha、川之江第 4 分区、約 27.1ha、川之江第 5 分区、約 54.5ha、川之江第 6 分区、約 15ha、計川之江排水区、約 194ha、川西第 1 分区、約 93.2ha、川西第 2 分区、約 289.4ha、計川西排水区、約 383ha、

「区域は、計画図表示のとおり」

3-1 下水管渠（污水幹線）

【名称、位置（起点、終点）、区域（管径又は幅員、単位；m、延長）、備考】

川之江第 1 号幹線、川之江市川之江町字川原町、川之江市川之江町字大門、0.25～2.4m、約 2,190m、川之江処理区（合流）

川之江第 2 号幹線、川之江市川之江町、川之江市川之江町字港通り、1.5～2.0m、約 650m、川之江処理区（合流）

第 1 圧送幹線、川之江市川之江町、川之江市川之江町字川原町、0.6m、約 1,090m、川之江処理区（合流）
污水吐口幹線、川之江市川之江町字大江新開、川之江市川之江町、2.5m、約 400m、川之江処理区（合流）

川西第 1 号污水幹線、川之江市川之江町字大江、川之江市上分町字城下、0.25～0.7m、約 4,450m、川西処理区（分流）

川西第 2 号污水幹線、川之江市金生町下分字板通、川之江市金生町下分字原、0.20～0.40m、約 1,130m、川西処理区（分流）

川西第 3 号污水幹線、川之江市金生町下分字森ノ木、川之江市金生町下分字川向、0.30m、約 510m、川西処理区（分流）

川西第 4 号污水幹線、川之江市金生町下分字板通、川之江市金生町下分字中竹、0.25～0.30m、約 300m、川西処理区（分流）

川西第 5 号污水幹線、川之江市川之江町字大松、川之江市金生町下分字馬木、0.25～0.40m、約 1,270m、川西処理区（分流）

川西第 6 号污水幹線、川之江市川之江町字下屋敷、川之江市川之江町字梅ノ木、0.25m、約 320m、川西処理区（分流）

川西第 7 号污水幹線、川之江市川之江町字大新開、川之江市妻鳥町字寺屋敷、0.25～0.40m、約 1,980m、川西処理区（分流）

川西第 8 号汚水幹線、川之江市妻鳥町字橋ノ本、川之江市妻鳥町字東富田、0.25m、約 190m、川西処理区（分流）

第 2 圧送幹線、川之江市川之江町、川之江市川之江町字大江、0.45m、約 400m、川西処理区（分流）
その他、0.25～0.40m、約 95,250m、川西処理区（分流）

「幹線管渠の区域は、計画図表示のとおり」

3-2 下水管渠（雨水幹線）

【名称、位置（起点、終点）、区域（管径又は幅員、単位；m、延長）、備考】

川之江第 1 号雨水幹線、川之江市川之江町字片上山、川之江市川之江町字天生津、1.0～1.5m、約 660m、川之江排水区

川之江第 2 号雨水幹線、川之江市川之江町字大門、川之江市川之江町字天生津、0.9m、約 220m、川之江排水区

川之江第 3 号雨水幹線、川之江市川之江町字大門、川之江市川之江町字大門、0.9～1.1m、約 220m、川之江排水区

雨水吐口幹線、川之江市川之江町字川原町、川之江市川之江町字大門、0.9m、約 470m、川之江排水区
下分 1 号雨水幹線、川之江市川之江町字破砂子、川之江市金生町下分字坪ノ内、0.8～2.2m、約 1,660m、川西排水区

下分 2 号雨水幹線、川之江市金生町下分字山ノ端、川之江市金生町下分字大道、1.1～1.3m、約 950m、川西排水区

中央 1 号雨水幹線、川之江市川之江町字井池、川之江市金生町下分字馬木、1.1～4.2m、約 1,600m、川西排水区

中央 2 号雨水幹線、川之江市川之江町字井池、川之江市上分町字穴田、1.1～2.4m、約 2,760m、川西排水区

大江 1 号雨水幹線、川之江市川之江町字大江、川之江市川之江町字開田、1.0～1.9m、約 1,110m、川西排水区

大江 2 号雨水幹線、川之江市川之江町字中井地、川之江市川之江町字塚田、1.1m、約 310m、川西排水区

大江 3 号雨水幹線、川之江市川之江町字天野屋新田、川之江市川之江町字大新開、1.1m、約 140m、川西排水区

大江 1 号吐口幹線、川之江市川之江町字大江、川之江市川之江町字大江、1.9m、約 50m、川西排水区

大江 2 号吐口幹線、川之江市川之江町字大江、川之江市川之江町字大江、1.5m×2、約 320m、川西排水区

新浜雨水幹線、川之江市妻鳥町字東江ノ口、川之江市妻鳥町字中屋敷、0.8～1.5m、約 400m、川西排水区

新浜 1 号吐口幹線、川之江市妻鳥町字七反地、川之江市妻鳥町字七反地、1.2m、約 10m、川西排水区

新浜 2 号吐口幹線、川之江市妻鳥町字江ノ東、川之江市妻鳥町字東江ノ口、1.5m、約 90m、川西排水区

平木雨水幹線、川之江市妻鳥町字桜ノ木、川之江市妻鳥町字桜ノ木、1.4m、約 680m、川西排水区

その他、0.3～0.5m、約 1,650m、

「幹線管渠の区域は、計画図表示のとおり」

4 ポンプ場

【名称、位置、敷地面積、備考】

川原ポンプ場、川之江市川之江町地内、約 6,000m²、雨水 420m³/分、汚水 3.09 m³/分

大江ポンプ場、川之江市川之江町字大江地内、約 3,400m²、雨水 382.75m³/分、汚水、日最大 10.8m³/分

新浜ポンプ場、川之江市妻鳥町字東江ノ口地内、約 2,400m²、雨水 189.12m³/分

「区域は、計画図表示のとおり」

5 処理施設

【名称、位置、敷地面積、備考】

川之江処理場、川之江市川之江町地内、約 20,120m²、標準活性汚泥法

「区域は、計画図表示のとおり」

理由

本市の公共下水道の計画は、昭和 56 年度に川之江排水区約 194ha を決定し、鋭意施設整備を実施しているところであるが、今回隣接する川西排水区約 383ha を追加変更し、都市の健全な発達を図り生活環境の向上と水質保全に資するものである。また既決定都市下水路である下分、中央、大江、新浜、平木の都市下水路は、公共下水道の施設として効率的利用を図り、雨水幹線として転用をはかるものである。

会議録（事務局説明と質疑のみ）

第 459 号議案

事務局：西条市船屋から新居浜市阿島間の海岸線道路は、街路名が西条市と新居浜市で異なっていたが、一連の広域幹線道路として船屋阿島線と名称を変更します。駅前滝の宮線など 6 路線は幅員を両側に変更、岸の下且の上線など 3 路線はアクセス性の向上などを図るため、新規路線として計画決定します。その他は名称の変更です。

第 460 号議案、第 461 号議案

事務局：新居浜市分については、工場敷地内部分の廃止、接続道路のバイパス化による旧道部分関係を廃止、また路線の再編成による重複部分の廃止の 3 路線の他は名称変更です。

西条市分については名称変更です。

第 467 号議案

委員：三島、川之江は密接に連関しているが、三島との連関はどのように考えているのか。

事務局：三島と川之江の間に農用地があり、用途地域は区切れている。川之江市は単独で、また三島市も単独でという意向である。県も単独で処理するという方向で進めている。

委員：県の立場では、より効率的な投資効果を生むために、両方一定の連携をする方が良いが、その必要はないか。

事務局：川之江、伊予三島については、すぐに瀬戸内海に面している。大きな処理場の処理水を出すこと、1 箇所に集めることも非常に無理がある。地形的にどうしても一部の地域を通らないとできないということについては、効率的な投資効果ということも考え、事務組合で事業を進めている。

第 73 回 愛媛県都市計画地方審議会（日時：昭和 60 年 11 月 28 日）

委員名簿

松山商科大学教授
愛媛大学教授
日本電信電話株式会社建築部長
愛媛県農協中央会会長
愛媛県農業会議会長
愛媛県医師会長
愛媛県商工会議所連合会会頭
四国財務局松山財務部長
四国通産局長
四国地方建設局長
四国運輸局長
中国四国農政局長
第三港湾建設局長
国鉄四国総局長
愛媛県副知事
伊予市長
波方町長
愛媛県議会議員（6名）
松山市議会議長
一本松町議会議長

幹事名簿

土木部長
土木部次長
技術監
調整開発局開発班長
環境衛生課長
総務観光課長
農政課長
道路課長
港湾課長
河川課長
都市計画課長
建築住宅課長

第 468 号議案 東予広域都市計画公園の変更（愛媛県知事決定）

都市計画公園に 5,4,1 号丹原総合公園を次のように追加する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、備考】

総合公園、5,4,1、丹原総合公園、丹原町大字久妙寺地内、約 9.6ha、園路及び広場、修景施設、休養施設、便益施設、運動施設、遊戯施設、管理施設、

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

東予広域都市計画区域においては、住民の余暇の増大に伴ってスポーツ、レクリエーション、文化活動等が盛んになり、総合的な施設と自然環境に恵まれた公園施設の整備が強く要望されるようになった。このような状況に対応して、住民の地域活動をさらに普及奨励し、地域住民の心身の健全な発達と明るく豊かな生活を実現させるため、丹原総合公園を追加するものである。

第 469 号議案 東予広域都市計画公園の変更（西条市決定）

都市計画公園に 2,2,23 号西の原公園を次のように追加する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、備考】

児童公園、2,2,23、西の原公園、西条市氷見字西の原及び字蔵ノ下、約 0.15 ha、広場、園路、休養施設、便益施設、管理施設、遊戯施設、修景施設、

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

計画地は西条市西部の住居地域にあり、住宅は密集しているが、居住環境の整備が立ち遅れており、児童が安心して遊べる場所が確保されていない地域である。児童の生育環境の改善、交通事故防止などを図るため、児童公園を整備したい。

第 470 号議案 東予広域都市計画公園の変更（東予市決定）

都市計画公園に 2,2,24 号新市公園を次のように追加する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、備考】

児童公園、2,2,24、新市公園、東予市新市地内、約 0.25 ha、園路及び広場、修景施設、休養施設、遊戯施設、便益施設、管理施設、

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

東予市における都市公園の総合的かつ効果的な整備を進めるため、本案のとおり新市公園を計画配置し、児童の遊戯・運動等の利用に供するとともに地区住民の憩いの場として設置するものである。

第 471 号議案 松山広域都市計画公園の変更（松山市決定）

都市計画公園の第 101 号神前公園ほか 2 公園を次のように追加する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、備考】

児童公園、101、神前公園、松山市溝辺町、約 0.23 ha、広場、修景施設、休養施設、遊戯施設、便益施設、管理施設、

児童公園、102、北土居公園、松山市北土居町、約 0.19 ha、広場、修景施設、休養施設、遊戯施設、便益施設、管理施設、

児童公園、103、南斉院公園、松山市南斉院町、約 0.12 ha、広場、修景施設、休養施設、遊戯施設、便益施設、管理施設、

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

松山市における公園施設の総合的かつ効果的な配置を検討した結果、本案のとおり公園計画し、もって児童の福祉の向上ならびに健全な都市整備を図るものである。

第 472 号議案 保内都市計画公園の変更（愛媛県知事決定）

都市計画公園中第 2 号平家谷公園を 7,4,1 号平家谷公園に名称を改め、次のように変更する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、備考】

特殊公園、7,4,1、平家谷公園、西宇和郡保内町宮内地内、約 9.2ha、修景施設、園路、広場、便益施設、遊戯施設、休養施設、管理施設、

「区域は、計画図表示のとおり」

変更理由書

平家谷公園は、溪谷と自然林を生かした町内唯一の憩いの場所である。ここ数年の平家谷公園の利用者は増加しており、区域の拡張と施設の充実を望む声が大いである。よって、地域住民の利便の用に供するため、1.6ha を新たに区域拡大し、本案のように変更するものである。

第 473 号議案 野村都市計画公園の変更（愛媛県知事決定）

都市計画公園中 4,4,1 号野村地区公園を次のように変更する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、備考】

地区公園、4,4,1、野村地区公園、東宇和郡野村町大字野村地内、約 8.0ha、園路及び広場、修景施設、運動施設、休養施設、管理施設、遊戯施設、便益施設、

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

野村地区公園は昭和 56 年に都市計画決定され、鋭意整備を進めていたが、その後都市化の進展さらに住民要望の多様化等により、公園と施設の整備が急務となってきた。そこで施設計画の一部見直し及び町民の緑化意識の高揚に資するため、今回一部公園区域を追加変更するものである。

第 474 号議案 宇和都市計画駐車場の決定（宇和町決定）

都市計画駐車場を次のように決定する。

【名称（番号、駐車場名）、位置、面積、構造、備考】

1、中央駐車場、東宇和郡宇和町大字卯之町 3 丁目、約 1,900m²、地上 1 層、駐車台数 65 台、出入口 1 ヶ所

「区域は、計画図表示のとおり」

理由

宇和町では、昭和 48 年と昭和 54 年に町の中心市街地である卯之町地区に商店街利用者の利便のため、小規模な駐車場を設置しているが、その後も自動車は増えつづけ、現在では路上駐車が多くなり、交通渋滞をきたし、交通事故の一因ともなっている。また、現在の駐車場は大型バスの進入が出来ず、宇和文化の里を訪れる観光客に不便をきたしている。駐車需要は今後ますます増大することが予想され、民間の駐車場では対応は困難であるため、町が計画的に駐車場を整備することとし、今回中央駐車場を計画したものである。

第 475 号議案南予レクリエーション都市計画下水道の変更（宇和島市決定）

南予レクリエーション都市計画宇和島公共下水道を次のように変更する。

1 下水道の名称：宇和島公共下水道

2 排水区域

【名称、面積、摘要】

宇和島公共下水道、約 501ha、（城北排水区、約 128ha、城南排水区、約 166ha、神田川原排水区、約 17ha、坂下津排水区、約 38ha、新田排水区、約 51ha、本村川排水区、約 11ha、来排水区、約 90ha、）

「区域は、計画図表示のとおり」

3 下水管渠

3-1 汚水管渠

【名称、位置（起点、終点）、区域（管径又は幅員、延長）、摘要】

城北第 1 汚水幹線、宇和島市栢形町 2 丁目、宇和島市住吉町 2 丁目、1.0m～0.45m、約 1,250m、城北処理系統（分流式）

城北第 2 汚水幹線、宇和島市栄町港 3 丁目、宇和島市和霊中町 3 丁目、0.8m～0.4m、約 1,240m、城北処理系統（分流式）

城北第 3 汚水幹線、宇和島市和霊元町 1 丁目、宇和島市和霊元町 4 丁目、0.7m、約 260m、城北処理系統（分流式）

城北第 4 汚水幹線、宇和島市栄町港 2 丁目、宇和島市大宮町 1 丁目、0.45m～0.3m、約 1,140m、城北処理系統（分流式）

城南第 1 汚水幹線、宇和島市坂下津字日振新田、宇和島市栢形町 2 丁目、1.5m～1.0m、約 1,320m、城南処理系統（分流式）

城南第 2 汚水幹線、宇和島市文京町、宇和島市中央町 1 丁目、0.5m～0.3m、約 890m、城南処理系統（分流式）

城南第 3 汚水幹線、宇和島市丸之内 3 丁目、宇和島市賀古町 1 丁目、0.35m～0.25m、約 1,040m、城南処理系統（分流式）

城南第 4 汚水幹線、宇和島市文京町、宇和島市佐伯町 2 丁目、0.8m、約 580m、城南処理系統（分流式）

神田川原第 1 汚水幹線、宇和島市佐伯町 2 丁目、宇和島市新田町 1 丁目、0.8m～0.4m、約 240m、神田川原処理系統（分流式）

来第 1 汚水幹線、宇和島市新田町 2 丁目、宇和島市保田字西附、0.8m～0.45m、約 2,690m、来处理系統（分流式）

来第 2 汚水幹線、宇和島市保田字大井手、宇和島市保田字石水、0.25m、約 560m、来处理系統（分流式）

来第 3 汚水幹線、宇和島市新田町 3 丁目、宇和島市並松 2 丁目、0.35m～0.30m、約 800m、来处理系統（分流式）

来第 4 汚水幹線、宇和島市長堀 2 丁目、宇和島市長堀 3 丁目、0.25m、約 340m、来处理系統（分流式）

坂下津第 1 汚水幹線、宇和島市坂下津字戎山、宇和島市坂下津字日振新田、1.5m、約 1,580m、坂下津系統（分流式）

坂下津第 2 汚水幹線、宇和島市坂下津字日振新田、宇和島市坂下津字瀧ノ口、0.4m、約 380m、坂下津系統（分流式）

戎山放流管及び吐口、宇和島市坂下津字戎山、宇和島市坂下津字戎山、1.2m～0.7m、約 390m、坂下

津系統（分流式）

その他、0.35m～0.25m、約 95260m、枝線総延長

「幹線管渠の区域は、計画図表示のとおり」

3-2 雨水管渠

城北第 3 雨水幹線、宇和島市築地町 1 丁目、宇和島市御幸町 2 丁目、2.8m～1.8m、約 1,120m、城北排水区（分流式）

城北第 5 雨水幹線及び吐口、宇和島市丸穂町 4 丁目、宇和島市大宮町 2 丁目、2.3m～1.8m、約 350m、城北排水区（分流式）

城南第 1 雨水幹線及び吐口、宇和島市野川字中屋敷、宇和島市野川字森、1.0m、約 30m、城南排水区（分流式）

城南第 2 雨水幹線及び吐口、宇和島市宇和津町 1 丁目、宇和島市野川字城ヶ谷、1.7m～1.5m、約 140m、城南排水区（分流式）

城南第 4 雨水幹線及び吐口、宇和島市柘形町 2 丁目、宇和島市丸之内 3 丁目、1.7m～1.6m、約 440m、城南排水区（分流式）

城南第 5 雨水幹線及び吐口、宇和島市大超寺奥字大峯、宇和島市大超寺奥字大峯、1.2m、約 240m、城南排水区（分流式）

城南第 6 雨水幹線及び吐口、宇和島市大超寺奥字大峯、宇和島市大超寺奥字小股、1.8m～1.7m、約 570m、城南排水区（分流式）

城南第 9 雨水幹線、宇和島市明倫町、宇和島市明倫町、2.8m～2.0m、約 210m、城南排水区（分流式）

城南第 10 雨水幹線、宇和島市明倫町、宇和島市文京町、2.0m、約 260m、城南排水区（分流式）

神田川原第 1 雨水幹線及び吐口、宇和島市神田川原字神田川原、宇和島市妙典寺前字中田、2.4m～2.2m、約 630m、神田川原排水区（分流式）

神田川原第 2 雨水幹線及び吐口、宇和島市神田川原字神田川原、宇和島市妙典寺前字龍王、1.6m～1.2m、約 490m、神田川原排水区（分流式）

新田第 1 雨水幹線、宇和島市新田町 2 丁目、宇和島市元結掛 2 丁目、2.2m～1.5m、約 460m、新田排水区（分流式）

本村川第 1 雨水幹線及び吐口、宇和島市川内字瓜…佐、宇和島市川内字唐木越、1.3m～0.9m、約 280m、本村川排水区（分流式）

本村川第 2 雨水幹線及び吐口、宇和島市川内字奥氏、宇和島市川内字奥氏、2.1m、約 390m、本村川排水区（分流式）

来第 1 雨水幹線及び吐口、宇和島市寄松字井出口、宇和島市寄松字井出口、2.4m～1.6m、約 90m、来排水区（分流式）

来第 2 雨水幹線、宇和島市長堀 2 丁目、宇和島市寄松字竹ノクボ、3.0m～2.0m、約 1,250m、来排水区（分流式）

来第 3 雨水幹線、宇和島市長堀 1 丁目、宇和島市長堀 1 丁目、1.95m、約 50m、来排水区（分流式）

坂下津第 6 雨水幹線及び吐口、宇和島市坂下津字向山、宇和島市坂下津字向山、1.75m、約 130m、坂下津排水区（分流式）

城北雨水排水ポンプ場放流渠及び吐口、宇和島市築地町 2 丁目、宇和島市築地町 1 丁目、2.3m、約 160m、城北排水区（分流式）

城南雨水排水ポンプ場放流渠及び吐口、宇和島市明倫町、宇和島市明倫町、2.4m、約 40m、城南排水

区（分流式）

新田第 2 雨水排水ポンプ場放流渠及び吐口、宇和島市新田町 2 丁目、宇和島市新田町 2 丁目、2.1m、約 20m、新田排水区（分流式）

来雨水排水ポンプ場放流渠及び吐口、宇和島市長堀 2 丁目、宇和島市長堀 2 丁目、3.1m、約 30m、来排水区（分流式）

その他、4.3m～0.24m、約 94,660m、枝線総延長

「幹線管渠の区域は、計画図表示のとおり」

4 ポンプ施設

【名称、位置、敷地面積、備考】

城北雨水排水ポンプ場、宇和島市築地町 1 丁目、約 2,100m²、162m³/分、3 台

城南雨水排水ポンプ場、宇和島市明倫町、約 3,000m²、166m³/分、3 台

新田第 1 雨水排水ポンプ場、宇和島市新田町 2 丁目、約 100m²、45m³/分、2 台

新田第 2 雨水排水ポンプ場、宇和島市新田町 2 丁目、約 3,700m²、50m³/分、1 台、123.3m³/分、3 台

来雨水排水ポンプ場、宇和島市長堀 2 丁目、約 4,300m²、90m³/分、1 台、150m³/分、1 台

「区域は、計画図表示のとおり」

5 処理施設

【名称、位置、敷地面積、備考】

戎山浄化センター、坂下津字戎山の地内、約 56,000m²、計画 1 日最大汚水量、約 47,977 m³/日

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

来地区は、低地帯であり近年急速に宅地化が進み、既設水路は能力不足となり、降雨時に満潮時が重なると度々浸水している。この劣悪な生活環境の改善と公共用水域の水質汚濁防止のため、来地区を追加変更し整備促進を図るものである。

第 476 号議案 南予レクリエーション都市計画公園の変更（城辺町決定）

都市計画公園に 2,2,9 号下長野児童公園を次のように追加する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、備考】

児童公園、2,2,9、下長野児童公園、南宇和郡城辺町地内、約 0.11ha、広場、修景施設、休養施設、遊戯施設、便益施設、管理施設、

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

城辺町における都市公園の整備を進めるため、今回下長野児童公園を計画し、児童の福祉の向上を図るとともに健全な都市整備を行うものである。

会議録（事務局説明と質疑のみ）

第 474 号議案

委員：国鉄の卯之町駅の方から駐車場に入るという説明であったが、現在国鉄の用地がある。その用地の中に入る計画か、それとも用地外か。

事務局：用地外です。

委員：宇和文化の里とどのくらいの距離があるか。

事務局：駐車場から直線距離で約 300m、徒歩距離で約 350m です。

第 475 号議案

委員：汚水処理の容量はあるか。

事務局：汚水処理の容量については、用途地域全域について計画し、将来には全域についてやる予定で、十分な容量の計画をしている。

第 74 回 愛媛県都市計画地方審議会（常務委員会）（日時：昭和 61 年 2 月 20 日）

第 477 号議案 卸売市場の敷地の位置について

次の卸売市場の敷地の位置については、都市計画上支障がないと認める。

【名称、位置、敷地面積、建築物の延べ面積、備考】

西条青果地方卸売市場、西条市ひうち字西ひうち地内、約 12,500m²、約 2,597m²、建築面積、約 2,794m²、
構造、鉄骨造平屋建及び木造平屋建、申請者、西条青果株式会社、代表取締役、
「位置については別図表示のとおり」

理由書

本市場申請地は市の北部にある臨海工業団地内であり、周辺の土地利用状況、環境保全等から見て都市計画上支障がない。今回、生鮮食料品の安定需給を図るため、市街地にあつて不便を生じている 2 箇所の現青果市場を統合し、整備拡充をしようとするものである。

第 478 号議案 卸売市場の敷地の位置について

次の卸売市場の敷地の位置については、都市計画上支障がないと認める。

【名称、位置、敷地面積、建築物の延べ面積、備考】

愛媛食肉地方卸売市場、松山市勝岡町地内、約 10,100m²、約 4,308m²、建築面積、約 3,201m²、構造、
鉄骨造 2 階建、申請者、愛媛食肉株式会社、代表取締役、
「位置については別図表示のとおり」

理由書

本市場申請地は松山市勝岡町地内で準工業地域に指定されており、周辺の土地利用状況、環境保全等から見て都市計画上支障がない。今回、食肉の安定需給を図るため、市街地にあつて拡大することが困難な状況にあるので当該地に移転し、整備拡充をしようとするものである。

第 75 回 愛媛県都市計画地方審議会（日時：昭和 61 年 4 月 28 日）

第 479 号議案 東予広域都市計画一団地の官公庁施設の変更（愛媛県知事決定）

都市計画新居浜一団地の官公庁施設を次のように変更する。

名称：新居浜一団地の官公庁施設

位置：新居浜市繁本町及び一宮町 1 丁目

面積：約 6.8ha

建築物（密度）の限度：

建築面積の敷地面積に対する割合、A・C、40%以下、B、40%以下、D、40%以下

延べ面積の敷地面積に対する割合、A・C、100%以上、B、10%以上、D、60%以上

配置の方針

公共施設

道路：【種別、名称、幅員、延長、備考】

幹線道路、船屋阿島線、20m、230m、都市計画施設

その他の区画道路については、幅員 6m～12m を適宜配置する。

公園及び緑地：【種別、名称、面積、備考】

近隣公園、中央公園、0.5ha、都市計画施設

その他の公共施設：

公益的施設

建築物：別紙計画図に表示

「区域並びに公共施設及び建築物の配置の方針は計画図表示のとおり」

理由書

新居浜一団地の官公庁施設は、昭和 53 年 1 月の計画変更により現在に至っているが、本区域内にある電報電話局が日本電信電話株式会社として民間企業に移行し官公庁施設として不適格になったため、既計画決定から除外し、本計画決定区域の縮小変更を行うとともに建蔽率・容積率及び施設配置の方針を変更計画し、土地の効率的な利用と施設の充実を図るものである。

第 480 号議案 東予広域都市計画下水道の変更（新居浜市決定）

都市計画新居浜公共下水道を次のように変更する。

1 下水道の名称：新居浜公共下水道

2 排水区域

【名称、面積、摘要】

新居浜公共下水道、約 1,269ha、（金子処理分区、約 167ha、川西処理分区、約 857ha、川東処理分区、約 76ha、国領処理分区、約 101ha、中萩処理分区、約 68ha、土ヶ谷排水区、約 32ha、王子川排水区、約 213ha、東排水区、約 294ha、国領川下流排水区、約 102ha、尻無川排水区、約 249ha、港町排水区、約 11ha、菊本排水区、約 67ha、元塚排水区、約 8ha、国領川上流排水区、約 217ha、西河川排水区、約 39ha、種子川排水区、約 6ha、市場川排水区、約 31ha）

「区域は、計画図表示のとおり」

3 下水管渠

3-1 污水管渠

【名称、位置（起点、終点）、区域（管径又は幅員、延長）、摘要】

磯浦污水幹線、新居浜市新田町1丁目、新居浜市磯浦町、0.8m～0.35m、約1,770m、金子処理分区（分流式）

新田污水幹線、新居浜市新田町3丁目、新居浜市前田町、0.40m～0.35m、約510m、金子処理分区（分流式）

前田污水幹線、新居浜市新田町1丁目、新居浜市前田町、0.35 m～0.30m、約200m、金子処理分区（分流式）

滝の宮污水幹線、新居浜市若水町2丁目、新居浜市河内町、1.35 m～0.60m、約3,200m、金子処理分区、川西処理分区（分流式）

星越污水幹線、新居浜市河内町、新居浜市星越町、0.35m～0.25m、約810m、金子処理分区（分流式）

宮西污水幹線、新居浜市泉池町、新居浜市西の土居町2丁目、0.35m～0.25m、約940m、川西処理分区（分流式）

一宮污水幹線、新居浜市繁本町、新居浜市一宮町1丁目、0.45 m～0.30m、約790m、川西処理分区（分流式）

川西污水幹線、新居浜市菊本町2丁目、新居浜市萩生本郷、2.30m～0.90m、約6,910m、川西処理分区、中萩処理分区（分流式）

庄内污水幹線、新居浜市新須賀町3丁目、新居浜市北内町3丁目、1.20m～0.30m、約6,050m、川西処理分区（分流式）

喜光地污水幹線、新居浜市庄内町3丁目、新居浜市篠場町、0.80m～0.30m、約4,070m、川西処理分区（分流式）

政枝污水幹線、新居浜市政枝町2丁目、新居浜市政枝町3丁目、0.35m～0.30m、約380m、川西処理分区（分流式）

中村污水幹線、新居浜市本郷1丁目、新居浜市上原2丁目、0.60 m～0.30m、約2,050m、川西処理分区（分流式）

上原污水幹線、新居浜市中村4丁目、新居浜市中村4丁目、0.25m、約230m、川西処理分区（分流式）

萩生污水幹線、新居浜市萩生本郷、新居浜市萩生治良丸、0.45m～0.25m、約2,460m、中萩処理分区（分流式）

坂井污水幹線、新居浜市坂井町3丁目、新居浜市瀬戸町、0.30m～0.25m、約380m、川西処理分区（分流式）

松原污水幹線、新居浜市松原町、新居浜市中筋町2丁目、0.50m～0.25m、約2,600m、川西処理分区（分流式）

下泉污水幹線、新居浜市城下町、新居浜市瀬戸町、0.35m～0.25m、約850m、川西処理分区（分流式）

泉川污水幹線、新居浜市外山町、新居浜市星原町、0.30m～0.25m、約350m、川西処理分区（分流式）

東田污水幹線、新居浜市岸の上2丁目、新居浜市船木池田、0.70 m～0.30m、約3,090m、国領処理分区、川西処理分区（分流式）

国領污水幹線、新居浜市東田2丁目、新居浜市船木下長野、0.25m、約480m、国領処理分区（分流式）

池田污水幹線、新居浜市船木檜ノ端、新居浜市船木池田、0.25m、約550m、池田処理分区（分流式）

川東污水幹線、新居浜市菊本町2丁目、新居浜市宇高町4丁目、1.10 m～1.00m、約1,480m、川東処理分区（分流式）

東雲污水幹線、新居浜市清水町、新居浜市桜木町、0.45m～0.30m、約1,380m、川東処理分区（分流式）

沢津污水幹線、新居浜市宇高町4丁目、新居浜市郷1丁目、0.50m～0.35m、約2,120m、川東処理分区

区（分流式）

吐口及びこれに接続する放流管渠、新居浜市菊本町 2 丁目、新居浜市菊本町 2 丁目、2.00m、約 330m、
処理水放流口（分流式）

その他、0.30m～0.25m、約 270,750m、金子、川西、中萩、国領、川東処理分区（分流式）

「幹線管渠のび区域は、計画図表示のとおり」

3-2 雨水管渠

【名称、位置（起点、終点）、区域（管径又は幅員、延長）、摘要】

磯浦雨水幹線、新居浜市磯浦町、新居浜市磯浦町、2.10m～2.00m、約 420m、磯浦排水分区（分流式）

新田雨水幹線、新居浜市磯浦町、新居浜市王子町、2.40m～2.30m、約 1,290m、磯浦排水分区（分流式）

金子雨水幹線、新居浜市新田町 1 丁目、新居浜市新田町 2 丁目、3.10m～1.30m、約 700m、新田排水
分区（分流式）

惣開雨水幹線、新居浜市新田町 1 丁目先、新居浜市新田町 3 丁目、2.20m～2.00m、約 480m、惣開排
水分区（分流式）

西原雨水幹線、新居浜市新田町 1 丁目、新居浜市徳常町、6.60m～1.70m、約 1,890m、西新居浜排水
分区（分流式）

中須賀雨水幹線、新居浜市西原町 3 丁目、新居浜市西原町 2 丁目、1.80m～1.50m、約 540m、西新居
浜排水分区（分流式）

江口雨水幹線、新居浜市新田町 1 丁目、新居浜市北新町、3.80m～2.80m、約 620m、江口排水分区（分流式）

北新町雨水幹線、新居浜市新田町 1 丁目、新居浜市江口町、2.2 0m～1.80m、約 850m、江口排水分
区（分流式）

西中学校北雨水幹線、新居浜市北新町、新居浜市江口町、1.30m、約 270m、江口排水分区（分流式）

前田雨水幹線、新居浜市新田町 1 丁目、新居浜市前田町、2.10m、約 140m、江口排水分区（分流式）

一宮雨水幹線、新居浜市中須賀町 1 丁目、新居浜市一宮町 1 丁目、2.40m、約 130m、一宮排水分区
（分流式）

久保田雨水幹線、新居浜市久保田町 2 丁目、新居浜市久保田町 1 丁目、2.60m～2.00m、約 640m、久
保田排水分区（分流式）

菊本雨水幹線、新居浜市菊本町 2 丁目、新居浜市若水町 2 丁目、2.50m～1.80m、約 2,310m、菊本排
水分区、若水排水分区（分流式）

元塚雨水幹線、新居浜市菊本町 1 丁目、新居浜市菊本町 1 丁目、6.00m～1.40m、約 210m、菊本排水
分区（分流式）

新須賀雨水幹線、新居浜市新須賀町 2 丁目、新居浜市新須賀町 2 丁目、1.60m、約 370m、新須賀排
水分区（分流式）

田所雨水幹線、新居浜市田所町、新居浜市八雲町、2.60m～1.50m、約 780m、田所排水分区（分流式）

八雲雨水幹線、新居浜市八雲町、新居浜市庄内町 2 丁目、2.10m～1.40m、約 1,270m、八雲排水分区
（分流式）

庄内雨水幹線、新居浜市庄内町 4 丁目、新居浜市庄内町 5 丁目、3.00m～1.90m、約 790m、庄内排水
分区（分流式）

庄内北雨水幹線、新居浜市庄内町 4 丁目、新居浜市庄内町 5 丁目、2.30m～1.50m、約 550m、庄内排
水分区（分流式）

土橋雨水幹線、新居浜市政枝町 2 丁目、新居浜市土橋 1 丁目、2.00m～1.20m、約 1,370m、土橋排水

分区（分流式）

白山雨水幹線、新居浜市政枝町 2 丁目、新居浜市中村 3 丁目、2.35 m～1.20m、約 2,670m、白山排水
分区（分流式）

中村雨水幹線、新居浜市本郷 1 丁目、新居浜市中村 1 丁目、1.90m～1.20m、約 550m、白山排水分区
（分流式）

本郷雨水幹線、新居浜市本郷 1 丁目、新居浜市中村 1 丁目、1.40m、約 410m、白山排水分区（分流式）

中萩雨水幹線、新居浜市上原 3 丁目、新居浜市上原 1 丁目、1.80m～1.50m、約 470m、中萩排水分区
（分流式）

喜光地雨水幹線、新居浜市松木町、新居浜市喜光地町 2 丁目、2.30m～1.30m、約 1,770m、喜光地排
水分区（分流式）

西喜光地雨水幹線、新居浜市西喜光地町、新居浜市喜光地町 1 丁目、1.60m～1.30m、約 910m、喜光
地排水分区（分流式）

西連寺北雨水幹線、新居浜市喜光地町 2 丁目、新居浜市中西町、1.30m～1.00m、約 920m、西連寺排
水分区（分流式）

瀬戸雨水幹線、新居浜市城下町、新居浜市瀬戸町、4.40m～1.40m、約 1,420m、瀬戸排水分区（分流式）

城下雨水幹線、新居浜市城下町、新居浜市下泉町 2 丁目、2.10m～1.90m、約 700m、瀬戸排水分区（分流式）

上泉雨水幹線、新居浜市岸の上町 1 丁目、新居浜市上泉町、2.50m～1.30m、約 1,530m、上泉排水分
区（分流式）

北内雨水幹線、新居浜市上泉町、新居浜市北内町 3 丁目、2.00m～1.50m、約 1,040m、北内排水分区
（分流式）

国領雨水幹線、新居浜市東田 2 丁目、新居浜市船木檜ノ端、1.50m～1.20m、約 1,080m、国領排水分
区（分流式）

池田雨水幹線、新居浜市船木国領、新居浜市船木池田、2.20m～1.50m、約 2,100m、池田排水分区（分流式）

池田北雨水幹線、新居浜市船木池田、新居浜市船木池田、1.20m、約 270m、池田排水分区（分流式）

船木雨水幹線、新居浜市船木国領、新居浜市船木国領、1.20m～1.00m、約 530m、船木排水分区（分流式）

東田雨水幹線、新居浜市東田 1 丁目、新居浜市東田 2 丁目、2.40m～1.30m、約 1,250m、東田排水分
区（分流式）

南小松原雨水幹線、新居浜市南小松原町、新居浜市東雲町 1 丁目、1.70m～1.30m、約 740m、南小松
原排水分区（分流式）

吐口及びこれに接続する放流管渠、新居浜市新田町 1 丁目、新居浜市新田町 1 丁目、7.00m、約 10m、
土場雨水ポンプ場（分流式）

吐口及びこれに接続する放流管渠、新居浜市菊本町 2 丁目、新居浜市菊本町 2 丁目、2.50m、約 10m、
菊本雨水ポンプ場（分流式）

その他、1.20m～0.30m、約 313,930m、（分流式）

「幹線管渠のび区域は、計画図表示のとおり」

4 ポンプ施設

【名称、位置、敷地面積、備考】

港町雨水ポンプ場、新居浜市港町、約 1,000m²、118m³/分

菊本雨水ポンプ場、新居浜市菊本町 2 丁目、新居浜処理場に設置 483m³/分

土場雨水ポンプ場、新居浜市新田町 1 丁目、約 4,000m²、1,474m³/分

「区域は、計画図表示のとおり」

5 処理施設

【名称、位置、敷地面積、備考】

新居浜下水処理場、新居浜市菊本町 2 丁目、約 149,200m²、133,500m³/分

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

本市の公共下水道は、昭和 48 年に新都市計画法により市街化区域のうち、中心市街地約 503ha の公共下水道として、計画決定を行い、事業を進めており、昭和 60 年度末の整備率は、約 80%に達している。今回、市街化区域のうち、国領川、尻無川、東川に係る区域を中心に、約 766ha を追加し、下水道の整備を図り、都市の健全な発達と、公衆衛生の向上に寄与し、河川及び海域の水質の保全に資するものである。

第 481 号議案 東予広域都市計画公園の変更（東予市決定）

都市計画公園に 2,2,25 号大新田公園を次のように追加する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、備考】

児童公園、2,2,25、大新田公園、東予市大新田地内、約 0.20 ha、園路及び広場、修景施設、休養施設、遊戯施設、便益施設、管理施設、

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

東予市における都市公園の総合的かつ効果的な整備を進めるため、本案の通り大新田公園を計画配置し、児童の遊戯・運動等の利用に供するとともに良好な都市環境の形成に努めるものである。

第 482 号議案 今治広域都市計画公園の変更（愛媛県知事決定）

都市計画公園中第 4,5,1 号波方公園を次のように変更する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、備考】

地区公園、4,5,1、波方公園、越智郡波方町大字樋口字後、宇宮脇及び字佐郡並びに大字波方字火ノ谷及び字香ノ頭、約 11.1ha、園路、広場、修景施設、運動施設、遊戯施設、便益施設、管理施設

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

波方公園は、昭和 49 年 1 月に都市計画決定され、昭和 55 年 2 月の変更により現在に至り、鋭意公園整備を進めていたが、その後人口の増加と都市化の進展さらに住民の意識の変化等により公園施設の整備が急務となってきた。このため、施設計画の一部を見直し、駐車場の整備及びテニスコートを拡張してより充実した施設を確保するとともに、公園区域界を明確にして今回、一部区域を変更するものである。

第 483 号議案 松山広域都市計画公園の変更（北条市決定）

都市計画公園に第 100 号新開浜公園を次のように追加する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、備考】

児童公園、100、新開浜公園、北条市辻新開、約 0.07 ha、広場、修景施設、遊戯施設、便益施設、管理施設

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

当公園の建設予定地は、DID 地域であり、周辺でも宅地開発が進み、住宅が急増している地域である。

国道 196 号線・国鉄予讃線が縦断しており、付近に児童が安心して遊ぶ場がないため、今回児童公園を建設し、近郊児童の遊戯の場の確保と交通事故を防止しようとするものである。

第 484 号議案 松山広域都市計画公園の変更（北条市決定）

都市計画公園に第 104 号久保公園を次のように追加する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、備考】

児童公園、104、久保公園、北条市久保字南新畑、約 0.20 ha、運動広場、修景施設、遊戯施設、便益施設、管理施設

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

当公園の建設予定地は、市街化区域住居地域に位置し、最近急速に宅地開発が進み、住宅が急増している地域である。西側に瀬戸内海、南側に粟井川、東側には国道 196 号線・国鉄予讃線が縦断しており、付近に児童が安心して遊ぶ場がないため、今回児童公園を建設し、近郊児童の遊戯の場を確保するとともに交通事故を防止しようとするものである。

第 485 号議案 八幡浜都市計画臨港地区の変更（愛媛県知事決定）

都市計画八幡浜臨港地区を次のように変更する。

【名称、面積、備考】

八幡浜臨港地区、約 16ha、

- 1 分区の名称、商港区、7.4ha、工業港区、5.9ha、修景厚生港区、2.5ha、
- 2 分区の規制、内容を定めている条例名（昭和 40 年 10 月 11 日条例第 28 号）八幡浜市都市計画臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例
- 3 規制内容の概略、上記条例第 3 条のとおり

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理由書

八幡浜市の臨港地区は、昭和 39 年 9 月に指定を受け、現在に至っている。八幡浜市の都市計画は、「八幡浜市総合計画」の基本構想にのっとり、港湾周辺の整備及び、背後地の都市開発等の建設を促進して来た。今回、港湾周辺の効果ある土地利用とその発展を図り、秩序ある管理運営を期するため、都市計画における臨港地区の変更を行うものである。

会議録（事務局説明と質疑のみ）

第 479 号議案

委員：容積率の下限が示されたが、上限はいくらか。

事務局：容積率の下限は 100%以上、それから 10%、60%以上である。上限は 400%以下で設定している。